

平成 27 年 3 月

建設（建設関連業務）業者の皆さんへ

### 前金払制度の見直し及び中間前金払制度の運用開始について

町では、公共工事等の適正な施工の確保と受注者の資金調達の円滑化を図るため、前金払制度の見直しと中間前金払制度を運用することとしました。

これらについては、平成 27 年 4 月 1 日以降に一般競争入札又は指名競争入札を行う工事等から適用になります。

### 記

#### 1. 前金払制度の見直し

前金払については、次のように適用条件が緩和されます。

（項 目）	（現行）		（見直し後）
・ 適用金額	300万円以上	⇒	130万円以上
・ 工 期	2カ月以上	⇒	撤廃
・ 限 度 額	3,000万円	⇒	上限撤廃

※請求方法及び支払手続きについては、変更ありません。

※請求額は千円未満を切り捨てとします。

#### 2. 中間前金払制度の運用開始

中間前金払とは、前金払が行われた後、施工の中間時期に請負代金額の 2 割以内の額を追加して支払うものです。受注者は、契約の際に中間前金払か部分払のどちらかを選択しなければなりません。中間前金払の適用要件等は次のとおりです。

- ・ 適用金額 請負代金額1,000万円以上の土木建築工事
- ・ 工 期 150日以上
- ・ 要 件 ①契約の際、中間前金払を選択していること。  
②前金払を受けた工事であること。  
③工期の2分の1を経過していること  
④工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事に係る作業が行われていること。  
⑤既に行われた作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。

- ・ 支払の割合 請負代金額の2割以内の額（千円未満切り捨て）
- ・ 手続き方法
  - ①受注者は、「中間前金払認定請求書」に工事履行報告書を添付して認定請求する。
  - ②町は、上記の認定請求書類のほか、必要に応じて出来高報告書又はこれに準じた積算内訳書などを求め、これらを審査し、支払要件等を満たしていれば中間前金払認定調書を受注者に交付する。
  - ③受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184条）第2条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を添えて中間前払金請求書を提出する。
  - ④町は、上記の請求書を受領後14日以内に中間前払金を支払う。
  - ⑤手続きに必要な様式については、契約担当者にお問い合わせください。

■お問い合わせ：野辺地町財政課管財担当（内線268）